

4. 履修、試験及び進級留年等に関する規程

(授業編成)

第 1 条 授業科目の履修年次及び内容等については、教員会の議を経て校長が決定し、年度毎に講義概要及び時間割を作成する。

2. 校長は、授業編成にあたり、学外委員を含めた「教育課程編成委員会」を設け、意見及び助言を得るものとする。

(履修学期)

第 2 条 別表の学期配当別教育課程のとおりとする。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、次に掲げる表のとおりとする。

時 限	授業時間
第 1 時 限	9:00～10:30
第 2 時 限	10:40～12:10
昼 休 み	12:10～13:00
第 3 時 限	13:00～14:30
第 4 時 限	14:40～16:10
第 5 時 限	16:20～17:50
夜第 1 時限	18:10～19:40
夜第 2 時限	19:50～21:20

2. 1 時限の授業時間は 90 分とする。

(欠席換算)

第 4 条 遅刻（授業開始後 15 分以内）及び早退（授業開始後 75 分以降）は、3 回で欠席 1 回に換算する。

(入学前の既修得単位の認定等)

第 5 条 学則第 12 条により、入学前の既修得単位の認定を申請する場合には、所定の既修得単位認定申請書及び必要書類を、事務局に提出しなければならない。ただし、提出期限は入学年度の 4 月末日までとする。

(既修得単位授業科目聴講)

第 6 条 既修得単位授業科目の聴講を申請する場合には、所定の既修得単位授業科目聴講申請書を、事務局に提出の上、校長の承認を得なければならない。ただし、提出期限は該当する授業科目の開講学期開始前日までとする。

2. 聴講条件は、次のとおりとする。

- (1) 聴講できる授業科目は、在学する学年のみとする
- (2) 聴講する授業は、全て出席し定期試験も受験する
- (3) 聴講の授業科目であるため、成績評価は変更されない

(定期試験)

第 7 条 定期試験の実施時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 年間編成の授業科目は、原則として学年末に実施する
- (2) 学期ごとに完結する授業科目は、学期末に実施する

(3) 原則として筆記試験を実施するが、レポート等で定期試験に替えることができる

(追試験)

第 8 条 学則第 15 条第 3 項に基づく授業科目の単位の認定に必要な出席時間数を充足した者が、病気、災害その他やむを得ない事情のため、定期試験を受験できなかった場合には、追試験を受験することができる。

2. 前項に規定する者は、追試験手続き日に、定期試験を欠席した事由を記した追試験願を事務局に提出し、校長の承認を得なければならない。ただし、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることがある。

3. 前項により追試験受験の承認を得た者は、1 科目につき受験料 3,000 円を事務局に納入し、追試験受験手続きを行わなければならない。

4. 追試験は、定期試験後の次学期前までに実施するものとする。

5. 追試験の成績評価は、原則として 80% 評価とする。

(再試験)

第 9 条 授業科目の成績評価が不合格になった場合には、再試験を受験することができる。ただし、授業形態が実習、演習及び実技の授業科目は、原則として再試験を実施しない。

2. 前項に規定する者は、再試験手続き日に再試験願を事務局に提出し、校長の承認を得なければならない。

3. 前項により再試験受験の承認を得た者は、1 科目につき受験料 3,000 円を事務局に納入し、再試験受験手続きを行わなければならない。

4. 再試験は、定期試験及び追試験後の次学期前までに実施するものとする。

5. 再試験合格者の成績評価は、60 点とする。

6. 再試験該当授業科目数が、作業療法学科昼間部にあつては 5 科目以上、作業療法学科夜間部にあつては 4 科目以上の場合には、再試験を受けることを認めず、該当授業科目全てを不合格とする。

(不正行為)

第 10 条 定期試験（中間試験、小試験等を含む）、追試験及び再試験において不正行為が発見された場合には、学則第 35 条により懲戒処分する。

(成績判定)

第 11 条 年間編成の授業科目は学年末、学期ごとに完結する授業科目は学期末に行う。

(成績通知)

第 12 条 原則として次学期始めに行う。

(校長がやむを得ないと認める欠席の理由)

第 13 条 学則第 15 条第 3 項に規定する校長がやむを得ないと認める欠席の理由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 忌引（父母 7 日、子 7 日、兄弟姉妹 3 日、祖父母 3 日、おじ又はおば 1 日）

(2) 学校保健安全法の規定に基づく感染症

(3) その他、校長がやむを得ないと認めたもの

(単位の認定)

第 14 条 単位の認定は、学則第 15 条第 2 項の規定に基づく成績評価において合格した者

に対し、教員会の議を経て校長が行うものとする。

(進級の認定)

第 15 条 進級の認定は、当該学年の課程を修得した者に対し、教員会の議を経て学校長が行うものとする。当該学年の課程において単位未履修科目がある者は、進級留置とする。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、教員会の議を経て校長が決定する。

付則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

2. この規程は、2007年4月1日から施行する。

3. この規程は、2008年4月1日から施行する。

4. この規程は、2009年4月1日から施行する。

5. この規程は、2010年4月1日から施行する。

6. この規程は、2011年4月1日から施行する。

7. この規程は、2012年4月1日から施行する。

8. この規程は、2014年4月1日から施行する。

9. この規程は、2015年4月1日から施行する。

10. この規程は、2015年5月15日から施行する。

11. この規程は、2020年4月1日から施行する。なお、2019年度以前の入学者については、従前の規程による。

12. この規程は、2022年3月1日から施行する。

13. この規程は、2023年4月1日から施行する。

14. この規程は、2024年4月1日から施行する。